

時価主義会計の導入とその背景

伊奈健二

1 はじめに

2000年に入り、わが国においても「会計ビッグバン」と呼ばれる企業会計の大変革がいわれ、昨年2003年3月期決算から従来の取得原価主義に代り、本格的に時価主義会計が始まった。

「会計ビッグバン」とは、グローバルスタンダードとしての国際会計基準（International Accounting Standards=IAS）に基づいて、わが国の会計基準が大幅に変革しつつあることを指している。

具体的には（1）連結財務諸表および連結キャッシュフロー計算書の作成、税効果会計の導入（以上2000年3月期から適用）、（2）売買目的の有価証券の時価評価、販売用不動産の評価減の厳格化、退職給付会計の導入（以上2001年3月期から適用）、（3）企業間相互持合株式の時価評価、連結納税制度の導入（以上2003年3月期から適用）、（4）減損会計の導入（2005年3月期に予定）などである。これらの会計処理は、これまでのわが国の取得原価主義に基づく会計基準、会計原則にはなかったものである。

なかでもバブル崩壊によって株式時価総額約400兆円、土地時価総額約800兆円下落といわれる状態の下で、企業の保有株式および不動産に時価主義評価が適用されることとは、今後の企業の損益および経営に重大な影響を与えることになるのであるが、「金融ビッグバン」に引き続き、「会計ビッグバン」が実施さ

れることで、わが国の経済にもいよいよ国際化の波が押し寄せてきたという感じがする。

本稿では、この会計ビッグバンの内容を概観し、主として改革の中心となる時価主義会計の経済的背景について考えてみたい。

2 企業会計と商法改正

「会計ビッグバン」は急速に進む経済のグローバル化に対応して、戦後の商法に規定された会社法制の全面的な見直し、国際化した企業の資金調達の手段として企業会計と情報開示（Disclosure）の在り方が問題として出てきたものである。具体的には連結決算制度や時価主義会計である。

野田博氏はこの会社法制の大幅な見直しの理由として「①企業統治（コーポレートガバナンス）の実効性の確保、②高度情報化社会への対応、③資金調達手段の改善、④企業活動の国際化への対応」⁽¹⁾の4つをあげておられる。

これまでのわが国の経済政策および会社法の在り方は、過保護行政かまたは事前規制した後での事後救済のどちらかであったが、国際的な市場競争の激化や経済のグローバル化の中において、マーケット（市場）の評価と企業経営の在り方、自由なコーポレートガバナンスの実施こそが、経済の効率化および企業の国際競争力の強化をもたらすという考え方が台頭し、会社制度の在り方も企業の行動を制限、規制、監視する方向から①コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、自己責任に基づいた企業の自由かつ創造的発想を促進・助長する方向、②市場原理を重視し、できるだけ正確かつ公正な会計情報を開示（ディスクローズ）する方向へと移りつつある。

これら一連の改革が実行に移されるようになったのは、バブル崩壊によって巨大銀行の多額の不良債権が明らかになり、経済を抜本的に立ち直らせるには、経済不況の根底に横たわる巨額の不良債権を早急に処理しなければならなかつ

(1) 野田博一橋大学教授「特集商法改正—その将来への視座—序論」法律時報74巻10号、2002年9月1日発行

時価主義会計の導入とその背景

たこと、アメリカにおけるエンロン、ワールドコム、ゼロックスなど一連の不正事件やわが国での雪印や日本ハムにみるような数々の虚偽表示・不正事件に触発されたこと、とくに最近外国人株主の比重が増大し、国際的な証券市場の投資家および株主に対し、国際社会で通用するグローバルなコーポレートガバナンスの確立、国際会計基準に基づいた正確公正かつ網羅的な会計情報の開示が必要になってきたからである。

すなわち①金融ビッグバンによって、わが国のメインバンク制が崩壊し、米国流の新しいコーポレートガバナンスが台頭してきたこと、②バブルの崩壊によって株式価格、土地価格が大暴落し、取得原価主義に基づくこれまでの会計処理、企業の単独財務諸表では企業の経営活動および会計実態を的確に把握し、正確な情報開示が出来なくなってきたからである。

従来、日本の企業会計制度はトリプル・システムといわれてきたように、①商法と会計書類規則、②証券取引法と財務諸表規則、③企業会計審議会（大蔵大臣の諮問機関）の企業会計原則、④税法の諸規定など商法、証券取引法、税法により規定されてきた^②。このうち企業会計原則は法律ではなく、一般に企業が貸借対照表、損益計算書など財務諸表を作成する場合、準拠すべき原則に過ぎず、またわが国の商法は株式上場企業から非公開の中小企業まで含めた法人企業一般の会計事項を規定しているので、株式公開企業については専ら証券取引法による財務諸表規則が適用されてきた。

3 連結財務諸表の登場

連結財務諸表が、2000年3月期決算から上場企業に義務付けられたのは、日本の証券取引上の会計ディスクロージャー制度が単独財務諸表から連結財務諸表に転換したからである。

しかしアメリカでは、持株会社の普及とともに独占形成期の1890年—1910

(2) 高山朋子東京経済大学教授『財務諸表の理論と制度』P273 森山書店

年には、すでに連結財務諸表の作成は一般化され、会計慣行になっていたし、わが国の企業も米国における株式上場や資金調達のために、ソニー、東芝等が1961年にニューヨーク証券取引所にADR（米国預託証券）発行のための連結財務諸表を提出している。また国内においても、1975年6月連結財務諸表の制度化に向けて企業会計審議会から連結財務諸表原則が公表されているが、この原則では親会社の持株比率50%超の場合に限り適用されてきた⁽³⁾。

4 独占禁止法の改正

しかし平成9年（1997年）、独占禁止法が改正され、事業支配が過度に集中する場合を除き、持株会社の設立が原則として認められるようになってからは、事態は一変した。

戦後独占禁止法により持株会社が禁止されていたのは、第二次世界大戦前のわが国の財閥（三井、三菱、住友など）が再び復活し、支配中枢機構としての持株会社を中心に巨大な資本と生産をピラミッド的に支配し、公正で自由な市場競争を妨げ、わが国の経済の健全な発展を阻害すると考えられてきたからである。

しかし貿易の自由化、資本の自由化、国際化がここまで進み、わが国の企業が国際市場で生き残るために企業の買収・合併・会社分割など機動的かつ柔軟な経営力が求められるようになると、独占禁止法9条を改正し、持株会社の設立を原則自由で認めざるをえなくなった。

5 企業の再編成と商法改正の影響

これにともない商法では平成9年（1997年）には合併制度、平成11年（1999年）には株式交換・移転の制度、平成12年（2000年）には会社分割制度が創

(3) 高山朋子東京経済大学教授 前掲書 P299

時価主義会計の導入とその背景

設され、会社組織の再編成が容易になり、促進されることになる。

これら独占禁止法の持株会社の事実上の解禁、企業再編のための商法の改正を受けて、平成12年（2000年）以降、商法では①株式総会における定足数や招集手続の簡素化、②取締役の権限、責任、報酬、執行役員制度、③会計監査人の責任など監査役制度、④株主代表訴訟制度の見直しなど（A）コーポレートガバナンス（企業統治）に関する法整備、また（B）情報開示制度としては①インターネット上での会社情報開示や、②連結決算での情報開示など計算規定の見直し、また（C）資金調達手段の整備としては、①額面株式制度の廃止、②社債登録制度の見直し、③電子C.P.（コマーシャルペーパー）などの創設、また（D）有限会社法の見直しなど、戦後の商法大改正以来、国際化社会が要求する国内産業活性化のための商法の大改正が50年ぶりに行われてきた。

連結財務諸表作成の義務化もこうした企業再編成や外国人投資家の増大にあわせて出てきたもので、新会社の単独財務諸表だけでは、①親会社と子会社の持ち合い株式の相殺、②相互の債権、債務の相殺、③売上げと仕入れの相殺、そこから生じてくる未実現利益、未実現損失などすべて消去しなければ、グループ全体の損益、経営実態がつかめないところから登場してきたものである。

また従来上場会社の連結財務諸表作成は、持株割合50%以上が基準であったが、2003年3月期決算からは国際会計基準に合わせ、役員派遣など実質支配基準に改められたことは大きい。企業のディスクロージャー制度も個別情報主義から連結情報主義時代に移行してきたといえる。

6 連結キャッシュフロー計算書の作成

また2000年3月期から連結財務諸表のほかに連結キャッシュフロー計算書の作成が義務付けられたことは、これまでの取得原価主義に基づく実現主義、発生主義会計への弊害を除去するためにとられた措置である。連結キャッシュフロー計算書の登場は、従来、企業の業績は売上実現主義、費用発生主義からみた収益力、成長力、計上利益から判断されていたが、これからの国際化時代

に生き残り、生き抜くためには、企業の流動性、安全性を重視した現金回収主義、資金繰りを重視した流動性主義に重点が移ってきたことを示している。

また最近、株主を重視した国際的コーポレートガバナンスの観点からも、資本効率の向上を目指し、事業部ごとの業績評価をキャッシュフローベースで行う企業が増加しつつあることは注目される。

企業の経営管理面からも①企業活動を見るための営業キャッシュフロー②自己資本比率改善のための借入金返済、配当や自社株償却による株主還元政策、資金調達などをみる財務キャッシュフロー③設備投資や関係会社、株式への投資など投資活動にかかる投資キャッシュフローなど事業目的に応じた分析手法としてキャッシュフローを作成する企業が増えてきている。長期にわたる不況の影響や不良債権処理のための金融機関の貸し渋り、貸しはがしの影響によるのか、いまや正にキャッシュフロー時代に突入した感がある。

7 退職給付会計の導入

また2001年3月期決算から導入されたものとして、退職給付会計がある。企業の退職給付に関する債務として、退職一時金と企業年金とがあり、企業は退職一時金や年金の支払いを負担する義務がある。しかしこまでの企業会計では退職引当金を適当に計上するだけで、企業債務として明確に把握し、正確な数字を計上してこなかった。これは企業会計と税法規定との違いにもよるが、企業の全従業員に関する将来の退職一時金や年金の計算が非常に複雑で繁雑なため、これまでどの企業も企業年金の運用先である信託銀行に委せていたからである。

しかし日本の財務諸表では、この退職給付を企業債務として貸借対照表の資産・負債の部に適正に表示してこなかったため、海外では日本の財務諸表は信用できないという警句（レジェンド= legend）が付けられていた。

しかし今回、新会計基準を採用することによってこの隠れ債務が正確に財務諸表に計上されることになったが、この退職給付債務の計上不足分が上場企業

時価主義会計の導入とその背景

全体で10兆円を超えるとの試算もあり、この不足分を10年かけて会計処理していくとしても、多くの企業の収益が圧迫されることになるのは確実である。

この会計処理の目的は、この隠れ債務を貸借対照表の資産・負債の部に適正に開示することであるが、これを促進したのは国際化の進展により企業の再編成やM&A（企業合併・買収）が盛行していること、不況からの脱出、経営立直しのため多くの企業が盛んにリストラを断行し、この隠れ債務の計上が必要不可欠の会計処理になってきたためである、ことは間違いないところであろう。

8 損益計算書中心から貸借対照表重視へ

このほか研究開発費の繰越試算としての資産性の問題やリース会計における資産・負債測定の問題、最近、資金調達や金融リスク回避の手段としての投機的なデリバティブ（先物取引、スワップ取引など）の評価の問題、為替変動や金利と連動した金融商品の評価問題など測定が難しい諸問題が山積しているが、これらはすべてこれまで損益計算書を通して期間配分されていたものを、貸借対照表の資産・負債として認識すべきかどうか、またリスク商品、金融商品の時価評価の問題も割引計算を適用し、現在価値はどうかという測定の問題に変化したものである。

要するに会計ビッグバンとはこれまでの取得原価主義による費用の期間配分の問題から資産の現在価値に重点を移した会計学の考え方の問題であり、取得原価主義における損益計算書中心主義から経済的取引の実態に照して網羅的、正確に表示する一方、資産・負債の認識とその評価を中心とする貸借対照表重視への会計思考の変化の問題とみていい。

その意味で会計ビッグバンの中心は、連結財務諸表作成という会計技術的、実態表示の問題よりも、時価主義評価の問題ということになる。

9 時価主義評価会計

国際会計基準導入によって企業損益に最も大きな影響を与えるのは貸借対照表上の資産に対し、時価評価を適用する会計処理である。冒頭にも述べたように、2001年3月期からは売買目的の有価証券および市場価値が著しく下落し、回復が見込めない販売用不動産について評価減が強制される。これによって特定金銭信託やデリバティブも時価評価され、損益計算書に評価損益が計上されることになる。

また企業間相互持合の株式の時価評価については、従来は取得原価か低価法のどちらかを選択していたが、2002年3月期はその影響が大きいことに鑑み、評価損を貸借対照表上の自己資本の除去項目として処理し、損益計算書には反映させないという折衷的な方法がとられた。しかし2003年3月期からは、本格的に時価評価が適用され、多くの企業が評価損の影響を受けるに至っている。

これまでわが国の資本主義はメインバンクを中心に株式の企業間相互持合によって維持され、経営されてきた。わが国の多くの企業が株式の相互持合によって1,000億円単位で他社の株式を保有しており、株価の変動による期末の評価損だけで年度内の営業利益が吹き飛んでしまう場合が大いに考えられる。株価の変動によっては株式評価損だけで営業利益を上回るからである。

これから時代は経営者にとって営業努力もさることながら、為替相場の変動や株価の動向によって期間損益や純資産（株式資本、自己資本）が減少し、相場の動向に关心をもたざるをえなくなる。時代はグローバルに大量の国際資本が動き回る金融資本主義に突入したといわざるをえない。

また2001年3月期に導入された販売用不動産の時価評価はゼネコン、不動産会社、総合商社、電鉄などを直撃し、一部の会社を除き軒並み無配会社に転落しているのは注目される。

国際会計基準が適用されるまでは、わが国企業の公開財務諸表は土地、株価が大幅に下落しているにもかかわらず時価の測定は困難であるという理由で評価減を計上してこなかった。そのため海外では日本の財務諸表は世界で通用す

時価主義会計の導入とその背景

る基準では作られていないので信用できないという警句（legend）が付けられてきた。

新会計基準の導入でやっと国際基準に近づいてきたと思われるが、業績が悪い会社の中では、販売用不動産を一般の固定資産に移動させ、この評価損の計上を先送りし、評価損計上の悪影響を回避している会社も相当存在するといわれている。販売用不動産からこの固定資産に移動された土地の評価損を洗い出し、時価主義会計が正確に反映されるには、2005年3月期から導入される減損会計に待たざるをえない。

10 減損会計

減損会計とは販売用不動産のみならず、企業所有の土地、建物、機械など事業用固定資産にも時価会計を適用し、評価損を計上しようとするもので、わが国の場合、バブル崩壊によって株式、土地の価格下落が大きく、早期に減損会計を適用すれば企業業績に対する影響が大きすぎるとして、2005年3月期まで先送りされてきたものである。

しかし世界に通用する適正な会計基準を採用しなければ国際的に信用されないということからすれば、欧米すでに導入されている減損会計の適用は時間の問題であろう。その意味で、新国際会計基準の導入はアメリカからの押し付けではなく、日本企業が国際的に活躍しようとすれば、当然採用せざるをえない基準なのである。いまや日本の企業の中では国内生産よりも海外生産に比重が移っている企業が多くみられる。少子化などで国内人口が減少していく中で企業成長を目指すとすれば、海外での生産が増加するのは必然である。

いまやわが国の企業も海外マーケットを目指し、多国籍化し、世界の多国籍企業と競合せざるをえなくなっている。外国での生産・販売拠点を拡張していくためにも、海外での資金調達は必要不可欠である。アカウンタビリティ（Accountability）のためにも外国の株主・投資家に全会計情報を開示するのは当然のことであり、国際会計基準をいまや正に選択すべき時期に来ているのである。